

体育・スポーツ施設に関する調査研究 公 募 要 領

1 事業名

体育・スポーツ施設に関する調査研究（①平成 30 年度体育・スポーツ施設現況調査のとりまとめ）

2 事業の趣旨

体育・スポーツの振興に資するため、我が国における体育・スポーツ施設の設置者別現在数や施設の開放状況等を明らかにし、今後のスポーツ振興施策の企画・立案に必要な基礎データを得ることにより、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会以降も見据えた国民のスポーツ活動の推進に向けて、体育・スポーツ施設政策に係る基礎資料とする。

本事業は、平成 30 年度体育・スポーツ施設現況調査のとりまとめを行う。

3 事業の内容

（1）体育・スポーツ施設現況調査のとりまとめ

「体育・スポーツ施設現況調査」について、前年度実施調査の集計等を実施するとともに、集計作業上の課題等を踏まえ、次期調査に向けた調査様式案の作成等を行う。

なお、集計については、令和元年 9 月中に速報値を公表できるよう行うものとする。

（2）報告書のとりまとめ

（1）の結果について、以下の報告書を取りまとめる。

体育・スポーツ施設現況調査報告書（我が国の体育・スポーツ施設）

A 4 版・200 部、電子媒体（CD-R）・1 部

4 委託先

本事業の委託先は、法人格を有する団体（以下「団体」という。）とする。

5 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

（1）予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

（2）文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

6 参加表明書の提出

参加表明書の提出は不要とする。

7 説明会の開催

開催しない。

8 企画提案書等の提出方法等

(1) 提出場所、企画競争の内容を示す場所並びに問い合わせ先

〒100-8959 東京都千代田区霞が関三丁目2番2号

スポーツ庁参事官（地域振興担当）付施設企画係

TEL：03-6734-3773

FAX：03-6734-3790

E-mail：stiiki@mext.go.jp

(2) 提出方法

①用紙サイズはA4版とし、下記(3)で示す仕様で提出すること。

②提出方法は、電子データを上記メールアドレスまで送信する。

※送信メールの題名は【提出者名】+事業名、添付ファイル名は【提出者名】+事業名によること。

※企画提案書の電子データはPDF形式とし、9メガバイト以下のデータ容量とする。（9メガバイトを超える容量の場合は、メールを複数回に分割して、ファイルを送付すること）

※電子メール送信中の事故（未達等）について、当方は一切の責任を負わない。

※受信通知は、送信者に対してメールにて返信する。

③その他

・企画提案書に関する事務連絡先（照会先）を明記すること。

・企画提案書は、日本語及び日本国通貨で作成すること。

(3) 提出書類等

①企画提案書（別添（公）1）

②誓約書（別添（公）2）

③審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写し

④その他必要と思われる資料（様式自由）

(4) 提出期限

2019年7月2日（火）17:00 必着

(5) その他

・企画提案書等の作成費用については、選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。また、提出された企画提案書については返却しない。

・必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出等を求めることがある。

・期限に遅れた企画提案書は受理しない。また、期限後の資料の差し替え及び訂正は認めない。

9 事業規模（予算）及び採択数

事業規模：7,000千円（総額）

採択数：1件（予定）採択件数は、審査委員会が決定する。

契約期間：契約締結日から2020年3月19日

10 選定方法等

(1) 選定方法

スポーツ庁参事官（地域振興担当）付技術審査委員会において、提出された企画提案書等にて書類審査を実施する。なお、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることもある。

(2) 審査基準

別途定めた審査基準のとおり。

(3) 選定結果の通知

選定終了後、20日以内に全ての提案者に選定結果を通知する。

11 誓約書の提出等

(1) 本企画競争に参加を希望する者は、企画提案書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書（別添（公）2）を提出しなければならない。

(2) 前項の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の企画提案書を無効とするものとする。

(3) 前2項は、地方公共団体、国立大学法人又は独立行政法人には適用しない。

12 契約締結

選定の結果、契約予定者と委託事業実施計画書等を基に契約条件を調整するものとする。なお、契約金額については、委託事業実施計画書等の内容を勘案して決定するので、企画提案者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合がある。

※ 国の契約は、契約書を締結（契約書に契約の当事者双方が押印）したときに確定することとなるため、契約予定者と選定されたとしても、契約書締結後でなければ事業に着手できないことに十分に注意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

13 スケジュール

(1) 公募開始：2019年6月7日（金）

(2) 公募締切：2019年7月2日（火）17:00

(3) 審査：2019年7月中旬頃

選定及び委託事業実施計画書の提出

：2019年7月中旬頃～7月下旬頃

(4) 委託決定、契約の締結：2019年7月下旬頃～8月上旬頃

(5) 契約期間：契約締結日から2020年3月19日（金）まで

※ 契約書締結後でなければ事業に着手できないので、企画提案書作成に当たっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに十分留意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

14 その他

(1) 本事業の実施に当たっては、事業委託要項、公募要領、スポーツ庁委託事業事

務処理要領、委託契約書及び委託事業実施計画書、ほか別に定める規定等を遵守すること。

- (2) 採択件数は現時点の予定であり増減する場合がある。最終的な採択件数は審査委員会が決定する。
- (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など技術提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。
- (4) 公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等については回答できない。質問等に係る重要な情報はホームページにて公開している本件の公募情報に開示する。

〔契約締結に当たり必要となる書類〕

選定の結果、契約予定者となった場合、契約締結のため、遅延なく以下の書類を提出する必要があるため、事前に準備をしておくこと。なお、再委託先がある場合は、再委託先にも周知しておくこと。

- ・委託事業実施計画書（委託事業経費内訳を含む。審査委員から意見が提示された場合には、その指摘事項を反映した事業計画書の再提出を求める。）
- ・再委託に係る事業委託経費内訳
- ・委託事業経費（再委託に係るものを含む）の積算根拠資料（謝金単価表、旅費支給規定、見積書等）
- ・銀行振込依頼書（採択の連絡とあわせて、スポーツ庁から様式を別途送付する。）